

御署名原本

(旧 都市計画法)

法律第三十六號
都市計画法

第一條 本法は、於て都市計畫ヲ稱スルハ交通衛生保安經濟等ニ関シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル爲メ重要施設ノ計畫ニシテ市ノ區域内ニ於テ又ハ其ノ區域外ニ在リ執行スルモノヲ謂フ

第二條 前條ニ規定スル市ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス其ノ市ノ都市計畫區域

内閣總理大臣 原 保
大藏大臣 高橋是清
内務大臣 森次竹二

大正八年四月四日

嘉仁

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル都市計畫法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

法律第三十六號

(市街地建築物法)

法律第三十七號
市街地建築物法

第一條 主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域内ニ住居地域商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得

第二條 建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

第三條 建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業

内閣總理大臣 原 保
内務大臣 森次竹二

大正八年四月四日

嘉仁

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル市街地建築物法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

法律第三十七號

(特別都市計画法)

法律第五十三號
特別都市計画法

第一條 本法は、東京城區及於て都市計畫ヲ稱スル行政區域内ニ於テハ東京城區ニ於テハ特別都市計畫ヲ施行スル場合ニ於テハ特別都市計畫ノ施行ニ關シテ特別都市計畫法ニ依リテ之ヲ施行スルモノヲ謂フ

第二條 前條ニ規定スル特別都市計畫ノ施行ニ關シテハ特別都市計畫法ニ依リテ之ヲ施行スルモノヲ謂フ

第三條 特別都市計畫ノ施行ニ關シテハ特別都市計畫法ニ依リテ之ヲ施行スルモノヲ謂フ

第四條 特別都市計畫ノ施行ニ關シテハ特別都市計畫法ニ依リテ之ヲ施行スルモノヲ謂フ

第五條 特別都市計畫ノ施行ニ關シテハ特別都市計畫法ニ依リテ之ヲ施行スルモノヲ謂フ

内閣總理大臣 伯耆 山本權兵衛
大藏大臣 子爵 後藤新平

大正十二年十二月二十四日

嘉仁

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル特別都市計畫法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

法律第五十三號

(都市計画法(現行))

建設大臣 原 保
自治大臣 長 澤 正 道

農林大臣 石 橋 道 徳
通商産業大臣 權 名 啓 三 郎
運輸大臣 中 曾 根 康 弘
郵政大臣 小 林 武 治
労働大臣 小 川 平 二

法務大臣 高 橋 文 三
外務大臣 三 木 清 夫
大藏大臣 高 橋 是 清
文部大臣 野 村 弘 吉
厚生大臣 團 田 直 一

昭和五年六月十五日

内閣總理大臣 齋 藤 實 郎

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル都市計畫法をここに公布する。